

KNOW

NEWS
LETTER

NEWS LETTER NEWS LETTER NEWS LETTER NEWS LETTER NEWS LETTER NEWS LETTER NEWS LETTER NEWS LETTER NEWS LETTER NEWS LETTER NEWS LETTER NEWS LETTER NEWS LETTER NEWS LETTER

2019.3
第100号



公益財団法人
麻薬・覚せい剤乱用防止センター
Drug Abuse Prevention Center

ヘルスケア・イノベーションを 推進しています。

ヘルスケア・イノベーション。

それは、健康を大切に考え、より美しくありたい、
より楽しく充実した毎日を過ごしたいと願う
皆さまへの佐藤製薬のご提案であり、
企業理念です。



佐藤製薬株式会社

www.sato-seiyaku.co.jp

〒107-0051 東京都港区元赤坂1-5-27 AHCビル

NEWS LETTER

2019.3・第100号

C O N T E N T S

- 随想
- 取締現場から見た薬物情勢の現状と対策
関東信越厚生局麻薬取締部長 松本達朗 1
- かいせつ
- 米国における大麻規制の現状について
国立精神・神経医療研究センター精神保健研究所 薬物依存研究部 依存性薬物研究室 室長 船田正彦 2
- 誌上研修「薬物乱用防止指導者のための実践講座」
- 規制薬物の現状と問題点
関東信越厚生局麻薬取締部 技能指導官 梅田国樹 6
- 国際麻薬規制100年「過去からの物語」シリーズX
- 「過去に埋もれて：
1900年代初頭～麻薬密輸取り引きへの複雑なかかわり」
(公財)麻薬・覚せい剤乱用防止センター理事 藤野 彰 14
- 国連支援募金によるプロジェクト活動状況 20
 - 2018年度「ダメ。ゼッタイ。」国連支援募金状況 24
 - 第五次薬物乱用防止五か年戦略 26
 - センターだより 36
 - 啓発資材のご案内 38
 - ご寄付団体及び賛助会員 40

取締現場から見た薬物情勢の現状と対策

関東信越厚生局麻薬取締部長

松本 達朗

平成29年における国内の薬物事犯検挙人員は14,019人であり6年ぶりに14,000人を越え、依然として高止まり状態であることに変わりありません。

また、そのうち最も検挙者数が多いのが覚醒剤事犯であり、次が大麻事犯であるとの状況も変わりません。

覚醒剤事犯の検挙者数は平成29年も1万人を越えており、平成30年の統計こそ確定しておりませんが、おそらく同様のレベルで推移し、覚醒剤の押収量も平成28年以降3年連続で1トンを超えるものと見られます。覚醒剤の押収量が3年連続で1トンを超えることは統計の残る過去を遡って見ても初めてのことであり、危機的な状況と言えますが、こうして大量押収が続いている背景には近年、日本国内における取締関係機関の連携・情報共有が確実に功を奏しているという事がいえます。しかしその反面大量摘発後に一時的に覚醒剤の不正取引価格が上昇するという現象が見られるものの、これが継続するといった状況にはなく、不正市場においても著しく覚醒剤が不足しているとの情報に接することもありませんので、こういった状況が見られるということは、摘発量を遙かに超える覚醒剤が水際の監視の目をかいくぐって海外から国内へ流入しているということがいえますし、同時に国内には覚醒剤に対する根強い需要があると言わざるを得ません。このため、覚醒剤の供給を遮断するためには、今後とも引き続き国内関係機関が情報を共有し連携して強力に取締りを推進していくことが重要でありますし、併せて海外

取締機関との情報交換等を図りながら相互の関係をさらに強化して密輸入の元となっている海外の薬物犯罪組織などを協力しながら壊滅していく必要があります。

一方で需要の根絶のためには、薬物乱用に対する正しい知識を普及する啓発や末端乱用者の徹底検挙はもとより年々上昇の一端を辿る「再犯者率」にも着目する必要があります。言うまでもなく覚醒剤は極めて依存性の高い薬物です。このため、近年益々所謂「依存者対策」の重要性が増しています。全国麻薬取締部においては平成23年から再乱用防止対策の一環として、主に検挙した薬物初犯者で保護観察の付かない執行猶予判決を受けた者を対象として、専門家の協力を得て作成したワークブックを基に「再乱用防止プログラム」を実施していますが、今後はこの対策をより一層充実させていくとともに、関係司法機関や自治体、医療機関等と情報共有・連携を深め、「隙間のない依存者対策」を推進したいと考えております。

大麻事犯の検挙者数については、平成26年に増加に転じて以降、年々検挙者数は上昇し、平成29年には過去最高の3,218人を記録しました。大麻事犯の特徴は、検挙者の約半数を20歳代以下の「若年層」が占めているということです。大麻は一般的に「ゲートウェイドラッグ」や「ソフトドラッグ」などと言われ、「違法薬物の入口」として認識されていますが、近年、特に一部の海外・地域での所謂「大 legalized」の動きやインターネットの普及による「大麻は安全である」といった誤った情報の氾濫

が大麻乱用に拍車をかけており、若年層が簡単に大麻に手を出してしまっているのではないかと印象があります。しかしながら昨今不正市場に出回っている大麻は過去に比べて、幻覚成分「THC」の濃度が非常に高くなっており、また「ワックス」「リキッド」といった濃縮物の出現により大麻自体が「ハードドラッグ」化して、より危険な薬物へと変貌を遂げています。また、平成28年4月以降に全国麻薬取締部で検挙した大麻事犯被疑者の内、約5人に1人が他の違法薬物(覚醒剤・コカイン・LSD・MDMA等)を所持または使用していました。大麻自体がより危険になってきているうえ、他のより強力な違法薬物への入口となっていることは間違いありません。大麻に関しては、その乱用による様々な有害事例や症例、害悪性に対する研究結果等を収集し、若年層を中心としたより説得力のある普及啓発に努めるとともに、特に悪質性の高い、栽培・密輸入・密売事犯を中心とした徹底取締を継続していく必要があります。

このほか、近年は海外の違法薬物販売サイトにアクセスして違法薬物を注文、密輸入するといった事犯も増加しており、インターネットや仮想通貨による決済の普及により、国内のみならず、国境を跨いで簡単に薬物が入手出来てしまうという現状があります。

違法薬物を取り巻く状況は益々潜在化・巧妙化・複雑化の度合いを深めており、これに対処するためには公益財団法人麻薬・覚せい剤乱用防止センターをはじめ国内外の様々な関係機関と連携し、薬物乱用撲滅に向けての施策を強力に推進してまいりたいと考えておりますので、今後とも皆様のご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。